

令和 7 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 臨 時 会 議 案

令 和 7 年 1 月 16 日 提 出

目 次

議案第 1 号	東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	1
議案第 2 号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	13
議案第 3 号	東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	15
議案第 4 号	令和 6 年度東浦町一般会計補正予算（第12号）	17
議案第 5 号	令和 6 年度東浦町水道事業会計補正予算（第 3 号）	22
議案第 6 号	令和 6 年度東浦町下水道事業会計補正予算（第 3 号）	23

議案第1号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年1月16日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)の一部を次
のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) から (4) まで 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の68.75と、100分の127.5とあるのは100分の71.25とする。</u> 」 4から6まで 略 (勤勉手当) 第18条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額と	(期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) から (4) まで 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の68.75とする。</u> 」 4から6まで 略 (勤勉手当) 第18条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額と

する。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで 略	する。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3から5まで 略
---	---

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
短時	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
間勤	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
務職	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
員以	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900

外の 職員	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700

45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		

83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				

	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600
	2	167,700	228,500	245,400
	3	168,800	229,300	246,200
	4	169,900	230,100	246,900
	5	171,200	230,800	247,600
	6	172,400	231,600	248,700
	7	173,600	232,400	249,700
	8	174,800	233,200	250,700
	9	175,800	234,000	251,700
	10	177,000	234,700	252,900
	11	178,300	235,400	254,000
	12	179,500	236,100	255,000
	13	180,600	236,800	256,100
	14	181,800	237,400	257,100
	15	183,100	238,000	258,000
	16	184,400	238,600	258,500
	17	185,700	239,200	259,100
	18	187,400	239,800	259,500

19	189,100	240,400	259,900
20	190,800	240,900	260,400
21	192,500	241,400	260,900
22	194,200	241,900	261,400
23	195,800	242,400	261,900
24	197,400	242,900	262,500
25	199,000	243,400	263,300
26	200,500	243,900	263,900
27	202,000	244,300	264,500
28	203,500	244,800	265,300
29	205,000	245,400	266,100
30	206,500	245,900	266,800
31	208,000	246,400	267,400
32	209,500	246,800	268,200
33	211,000	247,200	269,000
34	212,400	247,700	269,700
35	213,800	248,200	270,400
36	215,200	248,600	271,100
37	216,600	249,000	271,800
38	217,700	249,500	272,500
39	218,800	250,000	273,200
40	219,900	250,400	273,900
41	220,900	250,800	274,600
42	221,800	251,300	275,300
43	222,700	251,800	275,900
44	223,600	252,200	276,500
45	224,500	252,600	277,000
46	225,300	253,000	277,500
47	226,100	253,400	278,000
48	226,900	253,800	278,500
49	227,700	254,200	279,000
50	228,400	254,600	279,500
51	229,100	255,000	280,000
52	229,800	255,400	280,400
53	230,500	255,800	280,800
54	231,100	256,200	281,300
55	231,700	256,600	281,700
56	232,300	257,000	282,200

57	233,000	257,300	282,600
58	233,500	257,700	283,100
59	234,000	258,100	283,600
60	234,500	258,400	284,100
61	235,000	258,700	284,600
62	235,400	259,100	285,200
63	235,800	259,500	285,800
64	236,200	259,800	286,400
65	236,600	260,100	287,000
66	236,900	260,400	287,600
67	237,200	260,700	288,200
68	237,500	260,900	288,800
69	237,800	261,100	289,300
70	238,100	261,400	289,800
71	238,400	261,700	290,300
72	238,700	261,900	290,800
73	238,900	262,100	291,300
74	239,200	262,400	291,800
75	239,500	262,700	292,200
76	239,700	262,900	292,600
77	239,900	263,100	293,000
78	240,200	263,400	293,400
79	240,500	263,700	293,800
80	240,700	263,900	294,200
81	240,900	264,100	294,600
82	241,200	264,400	295,000
83	241,500	264,700	295,400
84	241,700	264,900	295,900
85	241,900	265,100	296,200
86	242,200	265,300	296,700
87	242,500	265,600	297,200
88	242,700	265,900	297,700
89	242,900	266,100	298,000
90	243,200	266,300	298,500
91	243,500	266,600	299,000
92	243,700	266,800	299,300
93	243,900	267,100	299,700
94	244,200	267,400	300,200

95	244,500	267,700	300,700
96	244,700	267,900	301,200
97	244,900	268,100	301,500
98	245,200	268,400	301,900
99	245,400	268,600	302,400
100	245,700	268,900	302,900
101	245,900	269,100	303,300
102	246,100	269,300	303,700
103	246,400	269,600	304,000
104	246,700	269,900	304,300
105	246,900	270,100	304,600
106	247,200	270,300	305,000
107	247,500	270,600	305,300
108	247,700	270,800	305,700
109	247,900	271,100	306,000
110	248,200	271,400	306,400
111	248,500	271,700	306,800
112	248,700	271,900	307,100
113	248,900	272,100	307,300
114	249,200	272,400	307,600
115	249,500	272,600	307,900
116	249,700	272,800	308,100
117	249,900	273,100	308,300
118	250,200	273,400	308,600
119	250,500	273,700	308,900
120	250,700	273,900	309,100
121	250,900	274,100	309,300
122		274,300	309,600
123		274,600	309,900
124		274,900	310,100
125		275,100	310,300
126		275,300	310,600
127		275,600	310,900
128		275,900	311,100
129		276,100	311,300
130		276,300	311,600
131		276,600	311,900
132		276,900	312,100

	133		277,100	312,300
	134		277,300	
	135		277,600	
	136		277,900	
	137		278,100	
定年前再任用短時間勤務職員		197,900	209,000	227,500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前																																
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </table> 2から5まで 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>839,000</u></td></tr> </table> 2から5まで 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を	号給	給料月額（円）	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																
7	<u>839,000</u>																																

受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」と、「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。 3 及び 4 略	受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。 3 及び 4 略
--	---

（東浦町職員の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第 17 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで 略 3. 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。 4 から 6 まで 略 （勤勉手当） 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に	（期末手当） 第 17 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」と、「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」とする。 4 から 6 まで 略 （勤勉手当） 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に

掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略	掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 48.75、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25</u> を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第2号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年1月16日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年東浦町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

第2条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつ	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつ

ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。	ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 3 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 16 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 61 年東浦町条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額を期末	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額を期末

手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第4号

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第12号）

令和6年度東浦町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,869,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和7年1月16日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,987,664	235,261	3,222,925
	2 国庫補助金	1,358,562	235,261	1,593,823
18 寄附金		352,904	150,000	502,904
	1 寄附金	352,904	150,000	502,904
19 繰入金		1,124,429	86,000	1,210,429
	1 基金繰入金	1,115,012	86,000	1,201,012
21 諸収入		830,950	241	831,191
	4 雑入	786,928	241	787,169
歳 入 合 計		19,397,768	471,502	19,869,270

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		129,916	1,331	131,247
	1 議会費	129,916	1,331	131,247
2 総務費		3,052,787	242,861	3,295,648
	1 総務管理費	2,070,309	232,270	2,302,579
	2 徴税費	644,410	6,592	651,002
	3 戸籍住民基本台帳費	92,144	2,995	95,139
	6 監査委員費	18,813	339	19,152
	7 交通防犯対策費	204,003	665	204,668
3 民生費		7,616,697	195,968	7,812,665
	1 社会福祉費	3,979,382	145,798	4,125,180
	2 児童福祉費	3,637,315	50,170	3,687,485
4 衛生費		1,590,644	6,607	1,597,251
	1 保健衛生費	696,478	6,607	703,085
6 農林水産業費		229,495	2,035	231,530
	1 農業費	79,743	2,035	81,778
7 商工費		282,650	1,480	284,130
	1 商工費	282,650	1,480	284,130
8 土木費		2,740,228	11,980	2,752,208
	1 土木管理費	149,990	5,010	155,000
	2 道路橋りょう費	751,280	136	751,416
	5 都市計画費	1,791,474	6,834	1,798,308
9 消防費		680,578	1,676	682,254
	1 消防費	680,578	1,676	682,254
10 教育費		2,163,359	7,072	2,170,431
	1 教育総務費	328,502	2,766	331,268
	2 小学校費	515,846	290	516,136
	3 中学校費	212,889	295	213,184
	4 社会教育費	363,103	2,053	365,156
	5 保健体育費	743,019	1,668	744,687
14 予備費		34,194	492	34,686
	1 予備費	34,194	492	34,686
歳 出 合 計		19,397,768	471,502	19,869,270

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	138,640

第 3 表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
マイナンバーカード申請システム端末 借上料	自 令和 7 年度 至 令和 9 年度	1,084

(単位：千円)

補 正 後	
期 間	限 度 額
自 令和 6 年 度 至 令和 9 年 度	1,183

議案第5号

令和6年度東浦町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度東浦町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「配水設備新設改良事業378,319千円」を「配水設備新設改良事業379,479千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,006,085千円	222千円	1,006,307千円
第2項 営業外収益	203,972千円	222千円	204,194千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	899,069千円	3,281千円	902,350千円
第1項 営業費用	885,507千円	3,281千円	888,788千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額515,561千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額516,721千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金487,273千円」を「過年度分損益勘定留保資金488,433千円」に改め、資本的支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	589,955千円	1,160千円	591,115千円
第1項 建設改良費	386,766千円	1,160千円	387,926千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第6条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	84,375千円	4,441千円	88,816千円
令和7年1月16日提出			

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第6号

令和6年度東浦町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度東浦町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「管渠建設改良事業102,634千円」を「管渠建設改良事業103,618千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,366,744千円	1,247千円	1,367,991千円
第1項 営業収益	612,472千円	232千円	612,704千円
第2項 営業外収益	754,269千円	1,015千円	755,284千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,366,744千円	1,247千円	1,367,991千円
第1項 営業費用	1,265,977千円	1,247千円	1,267,224千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額304,997千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額305,528千円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,953千円及び当年度分損益勘定留保資金296,044千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,953千円及び当年度分損益勘定留保資金296,575千円」に改め、資本的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	264,619千円	453千円	265,072千円
第2項 出資金	25,889千円	453千円	26,342千円
	支 出		
第1款 資本的支出	569,616千円	984千円	570,600千円
第1項 建設改良費	116,496千円	984千円	117,480千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第9条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	40,129千円	2,145千円	42,274千円

令和7年1月16日提出

東浦町長 日 高 輝 夫